

平成13年国土交通省告示第1540号

(改正 令和7年3月31日)

○国土交通省告示第千五百四十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号、同令第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、昭和五十七年建設省告示第五十六号の全部を改正するこの告示を制定する。

平成十三年十月十五日

国土交通大臣 林 寛子

平成16年改正	平成16年 9月29日	国土交通省告示第1179号
平成19年改正	平成19年 5月18日	国土交通省告示第 604号
	平成19年11月27日	国土交通省告示第1526号
平成20年改正	平成20年 2月14日	国土交通省告示第 124号
	平成20年 8月11日	国土交通省告示第 970号
平成27年改正	平成27年 6月30日	国土交通省告示第 816号
	平成27年 8月 4日	国土交通省告示第 910号
平成28年改正	平成28年 6月 1日	国土交通省告示第 796号
平成29年改正	平成29年 9月26日	国土交通省告示第 867号
平成30年改正	平成30年 3月26日	国土交通省告示第 490号
令和元年改正	令和 元年 6月25日	国土交通省告示第 203号
令和2年改正	令和 2年 8月28日	国土交通省告示第 821号
令和6年改正	令和 6年 6月27日	国土交通省告示第 964号
令和7年改正	令和 7年 3月31日	国土交通省告示第 247号

枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八まで及び第十一に、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における当該壁及び床版の構造方法を第十二に定め、建築基準法施行令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十三に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十四にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第二号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第十に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

第一 階数

地階を除く階数は三以下としなければならない。

第二 材料

- 一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

	構造部材の種類	規 格
(一)	土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級若しくは甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材等規格第一部四．四に規定するMSR 枠組材の規格若しくは第一部四．八に規定する MSR たて継ぎ材の規格、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格（平成十九年 農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格
(二)	床根太及び天井根太	（一）に掲げる規格、日本産業規格（以下「JIS」という。）G 三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一一九九八 に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G 三三一二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一一九九四に規定する鋼板及び鋼帯の規格、JIS G 三三二一（溶融五十五％アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）一一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格 JIS G 三三二二（塗装溶融五十五％アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）一一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格又は JIS G 三三五三（一般構造用溶接軽量H 形鋼）一一九九〇に規定する形鋼の規格（鋼材の厚さが二・三ミリメートル以上六ミリメートル以下に係る部分に限る。以下「軽量H 形鋼規格」という。）
(三)	壁の上枠及び頭つなぎ	（二）に掲げる規格（軽量H 形鋼規格を除く。耐力壁に使用する場合にあっては、（一）に掲げる規格に限る。）又は枠組壁工法構造用製材等規格に規定する甲種枠組材の三級若しくは乙種枠組材のコンストラクション若しくはスタンダード、甲種たて継ぎ材の三級若しくは乙種たて継ぎ材のコンストラクション若しくはスタンダード
(四)	壁のたて枠	（三）に掲げる規格（集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は枠組壁工法構造用等規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格
(五)	壁の下枠	（三）に掲げる規格又は枠組壁工法構造用製材等規格に規定する乙種枠組材ユティリティ若しくは乙種たて継ぎ材のユティリティ
(六)	筋かい	（三）に掲げる規格（（二）に掲げる規格（（一）に掲げる規格を除く。）及び集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は製材の日本農林規格（平成一九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する下地用製材の板類の一級

二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定に限る。）に適合するものとしなければならない。

	構造部材の種類	材料の種類	規 格
(一)	屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる壁材	構造用合板	合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号。以下「合板規格」という。）に規定する特類
		化粧ばり構造用合板	合板規格に規定する特類
		構造用パネル	構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号。以下「構造用パネル規格」という。）に規定する一級、二級、三級又は四級
		パーティクルボード	JIS A 五九〇八（パーティクルボード）一一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四一一〇タイプ、一七・五一一〇・五タイプ若しくは三〇一一五タイプ又は J I S A 五九〇八（パーティクルボード）一二〇一五に規定する構造用パーティクルボード（第十第二項第三号において「構造用パーティクルボード」という。）
		ハードボード	JIS A 五九〇五（繊維板）一一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプ
		硬質木片セメント板	JIS A 五四〇四（木質系セメント板）一二〇〇一に規定する硬質木片セメント板
		フレキシブル板	JIS A 五四三〇（繊維強化セメント板）一二〇〇一に規定するフレキシブル板
		パルプセメント板	JIS A 五四一四（パルプセメント板）一一九九三に規定する一〇板
		製材	製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する下地用製材の板類の一級
		シージングボード	JIS A 五九〇五（繊維板）一一九九四に規定するシージングボード
		ミディアムデンシティファイバーボード（以下「MDF」という。）	JIS A 五九〇五（繊維板）一一九九四に規定するMDF 三〇タイプ（Mタイプ、Pタイプ）若しくは二五タイプ（Mタイプ、Pタイプ）又は J I S A 五九〇五（繊維板）一二〇一四に規定する構造用MDF（第十第二項第三号において「構造用MDF」という。）
		火山性ガラス質複層板	JIS A 五四四〇（火山性ガラス質複層板（VS ボード））一二〇〇〇に規定する HⅢ
ラスシート	JIS A 五五二四（ラスシート）一一九九四		
(二)	常時湿潤状態となるおそれのある部分及び(一)に掲げる部分以外の部分に用いる壁材	(一)に掲げる材料	(一)に掲げるそれぞれの規格（構造用合板及び化粧ばり構造用合板については、合板規格に規定する一類を含む。）
		せっこうボード	JIS A 六九〇一（せっこうボード製品）一二〇〇五に規定するせっこうボード、構造用せっこうボード A 種及び B 種並びに強化せっこうボード
(三)	床材又は屋根下地材	構造用合板	合板規格に規定する特類又は一類
		化粧ばり構造用合板	合板規格に規定する特類又は一類
		構造用パネル	構造用パネル規格に規定する一級、二級、三級又は四級
		パーティクルボード	JIS A 五九〇八（パーティクルボード）一一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四一一〇タイプ、一七・五一一〇・五タイプ又は三〇一一五タイプ
		硬質木片セメント板	JIS A 五四一七（木片セメント板）一一九九二に規定する硬質木片セメント板
		MDF	JIS A 五九〇五（繊維板）一一九九四に規定するMDF 三〇タイプ（Mタイプ、Pタイプ）又は二五タイプ（Mタイプ、Pタイプ）
		火山性ガラス質複層板	JIS A 五四四〇（火山性ガラス質複層板（VS ボード））一二〇〇〇に規定する HⅢ

三 次のいずれかに該当するもののうち、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第三十七条第一号の規定に適合するもの（トに該当するものに限る。）若しくは同条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの（ハからヘまでのいずれかに該当するものにあつては、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。）第八条の三の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの又は前二号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したもののについては、前二号の規定にかかわらず、当該材料を構造耐力上主要な部分に使用する材料とすることができる。

イ 構造用鋼材のうち厚さ二・三ミリメートル未満の鋼板又は鋼帯としたもの（床根太、天井根太、耐力壁以外の壁の上枠、頭つなぎ、耐力壁以外の壁のたて枠及び耐力壁以外の壁の下枠に用いる場合に限る。）

ロ 構造用鋼材のうち鋼材の厚さを二・三ミリメートル以上六ミリメートル以下としたもの（床根太及び天井根太に用いる場合に限る。）

ハ 木質接着成形軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。第四第九号へ及び第十第二項第一号において同じ。）

ニ 木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。第四第九号へ及び第十第二項第一号において同じ。）

ホ 木質断熱複合パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十二号に規定する木質断熱複合パネルをいう。以下同じ。）

ヘ 木質接着複合パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。第四第九号二及び第七第十二号において同じ。）（床版又は屋根版に用いる場合に限る。）

ト 直交集成板（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第二十三号に規定する直交集成板をいう。以下同じ。）（床版又は屋根版に用いる場合に限る。）

四 第一号及び第三号の場合において、厚さ二・三ミリメートル未満の鋼板又は鋼帯を床根太、天井根太、耐力壁以外の壁の上枠、頭つなぎ、耐力壁以外の壁のたて枠及び耐力壁以外の壁の下枠に用いる場合は、当該鋼板又は鋼帯の厚さを〇・四ミリメートル以上のものとし、かつ、冷間成形による曲げ部分（当該曲げ部分の内法の寸法を当該鋼板又は鋼帯の厚さの数値以上とする。）又はかしめ部分を有するもの（以下「薄板軽量形鋼」という。）としなければならない。

第三 土台

一 一階の耐力壁の下部には、土台を設けなければならない。ただし、地階を設ける等の場合であつて、当該耐力壁の直下の床根太等を構造耐力上有効に補強したときは、この限りでない。

二 土台は、次に定めるところにより、基礎に径十二ミリメートル以上で長さ三十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力を有するアンカーボルトで緊結しなければならない。

イ アンカーボルトは、その間隔を二メートル以下として、かつ、隅角部及び土台の継ぎ手の部分に配置すること。

ロ 地階を除く階数が三の建築物のアンカーボルトは、イに定める部分のほか、一階の床に達する開口部の両端のたて枠から十五センチメートル以内の部分に配置すること。

三 土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであつて、かつ、土台と基礎若しくは床根太、端根太若しくは側根太との緊結に支障がないものとしなければならない。

第四 床版

一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇、二一二若しくは三〇六に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上のものであつて、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二 床根太の支点間の距離は、八メートル以下としなければならない。この場合において、床根太に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二一二に適合するもの又は辺長比（当該床根太に使用する製材の厚さに

対する幅の比をいう。)が二百八十六を三十八で除した数値より大きい数値の製材を使用する場合(当該床根太を二以上緊結して用いる場合又は床根太の支点間の距離を四・五メートル未満とする場合を除く。)にあつては、三メートル以下ごとに転び止を設けなければならない。

三 床根太相互及び床根太と側根太との間隔(以下「床根太間隔」という。)は、六十五センチメートル以下としなければならない。ただし、建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、床根太間隔は、一メートル以下とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

四 床版に設ける開口部は、これを構成する床根太と同寸法以上の断面を有する床根太で補強しなければならない。

五 二階又は三階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合においては、当該耐力壁の直下の床根太は、構造耐力上有効に補強しなければならない。

六 床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板厚さ十八ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル(構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。)又はMDFとしなければならない。ただし、床根太間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード、構造用パネル(構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級(床根太間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、同規格に規定する一級又は二級)のものに限る。)又はMDFと、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合においては、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができる。

七 床版の各部材相互及び床版の枠組材(床根太、端根太又は側根太をいう。以下同じ。)と土台又は頭つなぎ(第五十号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあつては、当該上枠。以下この号において同じ。)とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、次のイ又はロに掲げる場合においては、この限りでない。

イ 接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合。

ロ 令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

	緊結する部分		緊 結 の 方 法			許容せん断耐力
			くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(一)	床根太と土台又は頭つなぎ		CN 七五 CNZ 七五	二本	—	一箇所当たり 千百ニュートン
		CN 六五 CNZ 六五 BN 七五	三本			
		BN 六五	四本			
(二)	端根太 又は側 根太と 土台又 は頭つ なぎ	地階を除く 階数が三の 建築物の一 階	CN 七五 CNZ 七五	—	二十五センチメートル以下	一メートル当たり 二千二百ニュートン
			BN 七五	—	十八センチメートル以下	
	その他の階	CN 七五 CNZ 七五	—	五十センチメートル以下	一メートル当たり 千百ニュートン	
		BN 七五	—	三十六センチメートル以下		

(三)	床版の 枠組材 と床材	床材の外周 部分	CN 五〇 CNZ 五〇	—	十五センチメートル以下	一メートル当たり 二千八百ニュートン
			BN 五〇	—	十センチメートル以下	
		その他の部 分	CN 五〇 CNZ 五〇	—	二十センチメートル以下	一メートル当たり 二千百ニュートン
			BN 五〇	—	十五センチメートル以下	
この表において、くぎの種類欄に掲げる記号は、JIS A 五五〇八（くぎ）-二〇〇五に規定する規格を表すものとする。以下第五第十五号及び第七第九号の表において同様とする。						

八 次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号及び第三号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

イ 二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合

ロ 二階以上の床版に直交集成板を使用する場合

ハ 二階以上の階の床根太に軽量H形鋼規格に規定する形鋼又は第二第三号ロに規定する構造用鋼材（以下これらを総称して「軽量H形鋼」という。）を使用する場合

九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

イ 一階の床版を鉄筋コンクリート造とする場合

ロ 床ばり又はトラスを用いる場合

ハ 床版に木質断熱複合パネルを使用する場合

ニ 床版に木質接着複合パネルを使用する場合

ホ 一階の床版に直交集成板を使用する場合

ヘ 床根太、端根太又は側根太に木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を使用する場合

ト 床根太に薄板軽量形鋼を使用する場合

チ 一階の床根太に軽量H形鋼を使用する場合

十 前二号に掲げるもののほか、大引き又は床つかを用いる場合において、当該大引き又は床つか及びそれらの支持する床版に常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。）によって生ずる応力度が、当該大引き又は床つか及びそれらの支持する床版の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は適用しない。

第五 壁等

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、釣合い良く配置しなければならない。この場合において、耐力壁の負担する鉛直力を負担する柱又は耐力壁以外の壁（常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。）をいう。）によって生ずる応力度が、当該柱又は耐力壁以外の壁の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられたものに限る。）を設ける場合においては、当該耐力壁に代えて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置することができる。

二 二階部分又は三階部分に耐力壁を設けず当該部分を小屋裏とする場合においては、直下階の構造耐力上主要な部分が当該小屋裏の荷重を直接負担する構造としなければならない。

三 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇五、四〇六、四〇八若しくは二〇四Wに適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組

材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

四 各階の張り間方向及び桁行方向に配置する耐力壁又は準耐力壁等（間仕切壁、垂れ壁又は腰壁をいう。以下この号において同じ。）は、それぞれの方向につき、次の表一の耐力壁の種類欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の倍率欄に掲げる数値に、当該耐力壁（たて枠相互の間隔が五十センチメートルを超えるものに限る。）の長さ乗じて得た長さ（以下この号において「表一の存在壁量」という。）及び次の表二の耐力壁の種類欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の倍率欄に掲げる数値に、当該耐力壁（たて枠相互の間隔が五十センチメートル以下のものに限る。）の長さ乗じて得た長さ（以下この号において「表二の存在壁量」という。）及び次の表三の準耐力壁等の種類欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の倍率欄に掲げる数値に、当該準耐力壁等の長さ乗じて得た長さの合計（以下「存在壁量」という。）が、次のイ及びロに掲げる数値以上になるように、設置しなければならない。

イ 当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するものを設ける場合にあつては、当該階の床面積に昭和五十六年建設省告示第千百号第三第二項に規定する小屋裏面積（以下このイにおいて「小屋裏面積」という。）を加えた面積）に次の式により計算した数値を乗じて得た数値（以下「必要壁量」という。）。この場合において、表一の存在壁量及び表二の存在壁量の合計は、準耐力壁等においてたて枠の折損その他の脆性的な破壊によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことが確かめられた場合を除き、必要壁量の二分の一以上としなければならない。

$$Lw = (Ai \cdot Co \cdot \sum wi) / (0.0196 \cdot Afi)$$

この式において **Lw**、**Ai**、**Co** 及び $\sum wi$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Lw 単位面積当たりの必要壁量（単位一平方メートルあたりセンチメートル）

Ai 昭和五十五年建設省告示第千七百九十三号第三に定める式により算出した数値

Co 〇・二（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によって指定した区域内においては、〇・三）

$\sum wi$ 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重（屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三十度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、それぞれ当該積雪荷重に同条第四項の屋根形状係数を乗じた数値（屋根の勾配が六十度を超える場合は、零）又は同条第六項の規定により計算した積雪荷重の数値とすることができる。）を加えるものとする。）（単位キロニュートン）

Afi 当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するものを設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積）（単位平方メートル）

ロ 当該階（当該階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又は桁行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）から当該階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表四に掲げる数値を乗じて得た数値

表一

	耐力壁の種類				倍率
	材 料	緊結の方法			
		くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔	
(一)	構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号。以下「合板規格」という。）に規定する特類又は一類（屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる場合は特類に限る。）をいう。以下「構造用合板等」という。）のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六号。以下「構造用パネル規格」という。）に規定する一級、二級、三級又は四級をいう。表二（四）及び（七）において同じ。）、ハードボード（J I S A五九〇五（繊維板）一一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ七ミリメートル以上のもの又はパーティクルボード（J I S A五九〇八（パーティクルボード）一一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四一一〇タイプ、一七・五一一〇・五タイプ又は三〇一一五タイプをいう。以下同じ。）若しくはMDF（J I S A五九〇五（繊維板）一一九九四に規定するMDF三〇（Mタイプ、Pタイプ）又は二五タイプ（Mタイプ、Pタイプ）をいう。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	C N五〇 C N Z五〇 B N五〇	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	三
(二)	構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級又はハードボードのうち厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	C N五〇 C N Z五〇 B N五〇	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	二・五
(三)	構造用せっこうボードA種（J I S A六九〇一（せっこうボード製品）一一〇〇五に規定する構造用せっこうボードA種をいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	G N F四〇 S F四五 W S N D T S N	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	一・七
(四)	構造用せっこうボードB種（J I S A六九〇一（せっこうボード製品）一一〇〇五に規定する構造用せっこうボードB種をいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	G N F四〇 S F四五 W S N D T S N	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	一・五
(五)	フレキシブル板（J I S A五四三〇（繊維強化セメント板）一一〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。）のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	G N F四〇 S F四五	—	壁材の外周部分は十五センチメートル以下、その他の部分は三十センチメートル以下	一・五

(六)	強化せっこうボード（JIS A六九〇一（せっこうボード製品）一二〇〇五に規定する強化せっこうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF四〇 SF四五 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	一・三
(七)	せっこうボード（JIS A六九〇一（せっこうボード製品）一二〇〇五に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF四〇 SF四五 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	—
(八)	シーリングボード（JIS A五九〇五（繊維板）一九九四に規定するシーリングボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	SN四〇	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	—
(九)	(一) から (八) までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(一) から (八) までのそれぞれの種類	(一) から (八) までのそれぞれの本数	(一) から (八) までのそれぞれの間隔	(一) から (八) までのそれぞれの数値と (一) から (八) までのそれぞれの数値との和（七を超えるときは、七）
(十)	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	CN六五 CNZ六五	下枠、たて枠及び上枠二本	—	〇・五
		BN六五	下枠、たて枠及び上枠三本		
(土)	(一) から (九) までに掲げる耐力壁と (十) に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(一) から (十) までのそれぞれの種類	(一) から (十) までのそれぞれの本数	(一) から (十) までのそれぞれの間隔	(一) から (九) までのそれぞれの数値と (十) の数値との和（七を超えるときは、七）

- 一 この表において、SF四五、CN五〇、CN六五、CNZ五〇、CNZ六五、BN五〇、BN六五、GNF四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八（くぎ）一二〇〇五に規定するSF四五、CN五〇、CN六五、CNZ五〇、CNZ六五、BN五〇、BN六五、GNF四〇及びSN四〇を、WSNは、JIS B一一一二（十字穴付き木ねじ）一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、DTSNは、JIS B一一二五（ドリリングタッピンねじ）一二〇〇三に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十ミリメートル以上のものを表すものとする。表二において同じ。
- 二 (十)に掲げる耐力壁にあつては、壁の枠組材と筋かいの両端部の短期に生ずる力に対する許容せん断力が一箇所当たり千百ニュートン以上であることが確かめられた場合においては、緊結の方法の欄に掲げる方法によらないことができる。
- 三 (十)に掲げる耐力壁にあつては、横架材の上端の相互間の垂直距離が三・二メートルを超える場合は、倍率の欄に掲げる数値に次の式によって計算した数値（当該数値が一を超える場合にあつては、一）を乗ずることとする。

$$\alpha_h = 3.5 \times L_d / H_o$$

この式において、 α_h 、 L_d 及び H_o は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α_h 倍率の欄の数値に乗ずる値

L_d 筋かいの水平投影長さ（単位 ミリメートル）

H_o 横架材の上端の相互間の垂直距離（単位 ミリメートル）

表二

	耐力壁の種類			倍率	
	材 料	緊結の方法			
		くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔	
(一)	構造用合板等のうち厚さ十二ミリメートル以上の一級若しくは二級又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級のものに限る。（五）において同じ。）のうち厚さが十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN六五 CNZ六五	—	壁材の外周部分は五センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	四・八
(二)	構造用パーティクルボード又は構造用MDFを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN五〇 CNZ五〇	—	壁材の外周部分は五センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	四・八
(三)	構造用合板等のうち厚さ十二ミリメートル以上の一級又は二級を片側全面に打ち付けた耐力壁	CN六五 CNZ六五	—	壁材の外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	四・五
(四)	構造用合板等のうち厚さ九ミリメートル以上の一級若しくは二級又は構造用パネルのうち厚さが九ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN五〇 CNZ五〇	—	壁材の外周部分は五センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	三・七

(五)	構造用合板等のうち厚さ十二ミリメートル以上の一級若しくは二級又は構造用パネルのうち厚さが十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN六五 CNZ六五	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	三・六
(六)	構造用合板等のうち厚さ九ミリメートル以上の一級を片側全面に打ち付けた耐力壁	CN五〇 CNZ五〇 BN五〇	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	三・五
(七)	構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、ハードボードのうち厚さ七ミリメートル以上のもの、パーティクルボード又はMDFのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの、構造用パーティクルボード、構造用MDF又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN五〇 CNZ五〇 BN五〇	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	三
(八)	構造用合板等で厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級、ハードボードで厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のもの又は硬質木片セメント板で厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN五〇 CNZ五〇 BN五〇	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	二・五
(九)	フレキシブル板のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF四〇 SF四五	—	壁材の外周部分は十五センチメートル以下、その他の部分は三十センチメートル以下	二
(十)	パルプセメント板（JIS A五四一四（パルプセメント板）一一九三に規定する一・〇板をいう。）のうち厚さ八ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF四〇 SF四五	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	二
(十一)	構造用せっこうボードA種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF四〇 SF四五 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	一・七
(十二)	構造用せっこうボードB種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF四〇 SF四五 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	一・五
(十三)	厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁	CN五〇 CNZ五〇	下枠、たて枠及び上枠二本	—	一・五
		BN五〇	下枠、たて枠及び上枠三本		

(四)	強化せっこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF四〇 SF四五 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	一・三
(五)	せっこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF四〇 SF四五 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	—
(六)	ラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。）を片側全面に打ち付けた耐力壁	CN五〇 CNZ五〇 BN五〇	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	—
(七)	シーリングボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	SN四〇	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	—
(八)	厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	CN五〇 CNZ五〇	下枠、たて枠及び上枠二本	—	〇・五
		BN五〇	下枠、たて枠及び上枠三本		
(九)	(一) から (八) までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(一) から (八) までそれぞれの種類	(一) から (八) までそれぞれの本数	(一) から (八) までそれぞれの間隔	(一) から (八) までのそれぞれの数値と (一) から (八) までのそれぞれの数値との和（七を超えるときは、七）
(一〇)	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	CN六五 CNZ六五	下枠、たて枠及び上枠二本	—	〇・五
		BN六五	下枠、たて枠及び上枠三本		
(一一)	(一) から (九) までに掲げる耐力壁と (一〇) に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(一) から (一〇) までそれぞれの種類	(一) から (一〇) までそれぞれの本数	(一) から (一〇) までそれぞれの間隔	(一) から (九) までのそれぞれの数値と (一〇) との和（七を超えるときは、七）

一 (三) に掲げる耐力壁にあっては、壁の枠組材と筋かいの両端部の短期に生ずる力に対する許容せん断力が一箇所当たり千百ニュートン以上であることが確かめられた場合においては、緊結の方法の欄に掲げる方法によらないことができる。

二 (三) に掲げる耐力壁にあっては、横架材の上端の相互間の垂直距離が三・二メートルを超える場合は、倍率の欄に掲げる数値に次の式によって計算した数値(当該数値が一を超える場合にあっては、一)を乗ずることとする。三 (十) に掲げる耐力壁にあっては、横架材の上端の相互間の垂直距離が三・二メートルを超える場合は、倍率の欄に掲げる数値に次の式によって計算した数値(当該数値が一を超える場合にあっては、一)を乗ずることとする。

$$\alpha_h = 3.5 \times L_d / H_o$$

この式において α_h L_d 及び H_o は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α_h 倍率の欄の数値に乘ずる値
 L_d 筋かいの水平投影長さ(単位 ミリメートル)
 H_o 横架材の上端の相互間の垂直距離(単位 ミリメートル)

三 二以上の項に該当する場合は、これらのうち倍率の欄に掲げる数値が最も大きいものである項に該当するものとする。

表三

	準耐力壁の種類	倍率
(一)	表一の(一)、(二)、(六)若しくは(七)又は表二の(一)から(八)まで、(四)若しくは(五)の材料の欄に掲げる材料を、表一又は表二の緊結の方法の欄に掲げる方法によって、壁の枠組の片側全面に打ち付けた間仕切壁	表一又は表二の倍率の欄に掲げる数値に〇・六を乗じて得た数値
(二)	表一の(一)、(二)、(六)若しくは(七)又は表二の(一)から(八)まで、(四)若しくは(五)の材料の欄に掲げる材料を、表一又は表二の緊結の方法の欄に掲げる方法によって、壁の枠組の片面に高さ三十六センチメートル以上となるように打ち付けた垂れ壁及び腰壁(壁の高さが横架材間内法寸法の十分の八未満である場合にあっては、当該壁の長さは二メートル以下とし、かつ、両側の耐力壁の枠組のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によって、壁の枠組の片側全面に打ち付けた壁を有するものとする。)	表一又は表二の倍率の欄に掲げる数値に〇・六を乗じて得た数値に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じて得た数値
(三)	(一)の壁をそれぞれ両面に設けた準耐力壁等	(一)の数値の二倍(当該数値が三を超える場合は三)
(四)	(二)の壁をそれぞれ両面に設けた準耐力壁等	(二)の数値の二倍
一	この表において、上下に離して同じ壁を設けた場合にあっては、壁の高さはそれぞれの壁の高さの和とする。	
二	(一)又は(三)の倍率の欄に掲げる数値が一・五を超える場合にあっては、当該準耐力壁等の周辺を有効に補強しなければならない。	

表四

	区 域	見付面積に乘ずる数値(単位 一平方メートルにつきセンチメートル)
(一)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定した区域	五〇を超え、七五以下の範囲において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定め た数値
(二)	(一)に掲げる区域以外の区域	五〇

五 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル以下としなければならない。ただし、床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合にあっては、当該水平投影面積を六十平方メートル(耐力壁線により囲まれた部分の長辺の長さに対する短辺の長さの比が二分の一を超える場合にあっては七十二平方メートル)以下とすることができることとする。

六 外壁の耐力壁線相互の交さする部分（以下「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

七 耐力壁のたて桝相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて桝に桝組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、三〇六若しくは四〇六に適合する製材又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上の製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル（当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合については、六十五センチメートル）以下、たて桝に桝組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八若しくは四〇八に適合する製材又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百八十四ミリメートル以上の製材を使用する耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて桝相互の間隔は、当該計算に用いた数値（当該耐力壁に木質断熱複合パネルを用いる場合を除き、当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

建 築 物		三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物（単位センチメートル）	三階建ての建築物の二階、三階建ての小屋裏利用建築物の二階又は二階建ての建築物の一階（単位センチメートル）	三階建ての小屋裏利用建築物の一階（単位センチメートル）	
(一)	多雪区域以外の区域における建築物	六五	五〇	四五	
(二)	多雪区域における建築物	垂直積雪量が一メートルの区域におけるもの	五〇	四五	三五
		垂直積雪量が一メートルを超え一・五メートル以下の区域におけるもの	五〇	三五	三一
		垂直積雪量が一・五メートルを超え二メートル以下の区域におけるもの	四五	三五	三一

この表において、屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三十度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直積雪量がそれぞれ令第八十六条第四項に規定する屋根形状係数を垂直積雪量に乗じて得た数値（屋根の勾配が六十度を超える場合は、零）又は同条第六項の規定により積雪荷重の計算に用いられる垂直積雪量の数値の区域における建築物とみなして、この表の(二)を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、垂直積雪量が一メートル未満の区域における建築物とみなされるものについては、次の表のとおりとする。

建 築 物	三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物（単位センチメートル）	三階建ての建築物の二階、三階建ての小屋裏利用建築物の二階又は二階建ての建築物の一階（単位センチメートル）	三階建ての小屋裏利用建築物の一階（単位センチメートル）
垂直積雪量が五十センチメートル以下の区域における建築物とみなされるもの	五〇	五〇	四五
垂直積雪量が五十センチメートルを超え一メートル未満の区域における建築物とみなされるもの	五〇	四五	四一

八 各耐力壁の隅角部及び交差部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、三〇四、四〇五又は二〇四Wに適合する製材のみを使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を前号の表に掲げる数値以下とする場合にあっては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交差部に同規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材を三本以上使用すること。ただし、同規格に規定する寸法型式二〇四Wに適合する製材を一本使用したときは、同規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を二本使用したものとみなし、同規格に規定する寸法型式四〇五に適合する製材を一本使用したときは、同規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を三本使用したものとみなす。

ロ 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を前号の表に掲げる数値以下とする場合にあっては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交差部に同規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を二本以上使用すること。

ハ イ及びロ以外の場合にあっては、次に定めるところによる。

(1) 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百四十ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を五十センチメートル以下（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物の耐力壁のたて枠にあっては六十五センチメートル以下）とする場合にあっては、当該耐力壁により構成される隅角及び交差部に同規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材を三本以上又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百四十ミリメートルを超える製材を二本以上使用すること。

(2) 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を六十五センチメートル以下とする場合にあっては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交差部に同規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材を三本以上（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物にあっては二本以上）又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を二本以上使用すること。

九 屋外に面する部分で、かつ、隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁のたて枠は、直下の床の枠組に金物（くぎを除く。以下同じ。）又は壁材で構造耐力上有効に緊結しなければならない。

十 耐力壁の上部には、当該耐力壁の上枠と同寸法の断面を有する頭つなぎを設け、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結しなければならない。ただし、当該耐力壁の上枠と同寸法以上の断面を有する床版の枠組材又は小屋組の部材（たるき、天井根太又はトラスをいう。以下同じ。）を当該上枠に緊結し、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結する場合には、この限りではない。

十一 耐力壁線に設ける開口部の幅は四メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該耐力壁線の長さの四分の三以下としなければならない。

十二 幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成するたて枠と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによってささえられたまぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った場合には、この限りでない。

十三 筋かいには、欠込みをしてはならない。

十四 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ（第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材又は小屋組の部材とを緊結する場合にあっては、当該床版の枠組材又は小屋組の部材。以下この号において同じ。）又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合には、この限りでない。

	緊結する部分		緊 結 の 方 法			許容せん断耐力
			くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(一)	たて枠と上枠又は下枠		CN 九〇 CNZ 九〇	二本	—	一箇所当たり 千ニュートン
			CN 七五 CNZ 七五 BN 九〇 CN 六五 CNZ 六五 BN 七五	三本		
			BN 六五	四本		
(二)	下枠と床版の枠組材	三階建ての建築物の一階	CN 九〇 CNZ 九〇	—	二十五センチメートル以下	一メートル当たり 三千二百ニュートン
			BN 九〇	—	十七センチメートル以下	
		その他の階	CN 九〇 CNZ 九〇	—	五十センチメートル以下	一メートル当たり 千六百ニュートン
			BN 九〇	—	三十四センチメートル以下	
(三)	上枠と頭つなぎ		CN 九〇 CNZ 九〇	—	五十センチメートル以下	一メートル当たり 千六百ニュートン
			BN 九〇	—	三十四センチメートル以下	
(四)	たて枠とたて枠又はまぐさ受け		CN 七五 CNZ 七五	—	三十センチメートル以下	一メートル当たり 二千二百ニュートン
			BN 七五	—	二十センチメートル以下	

十五 地階の壁は、一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。）としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の壁は、これに作用する荷重及び外力に対して、第一号及び第三号から前号までの規定に準じ、構造耐力上安全なものとした枠組壁工法による壁とすることができる。

第六 根太等の横架材

床根太、天井根太その他の横架材には、その中央部付近の下側に構造耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

第七 小屋組等

一 たるき及び天井根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式 二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、二一〇、二一二、三〇四若しくは三〇六に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、たるき若しくは天井根太とむなぎ、頭つなぎ若しくは屋根下地材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二 たるき相互の間隔は、六十五センチメートル以下としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、たるき相互の間隔を一メートル以下とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えて計算を行うものとする。

三 たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。

四 トラスは、これに作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。ただし、たるき又はトラスと次に掲げる部材のいずれかをと金物で構造耐力上有効に緊結する場合には、この限りではない。

イ 上枠（第五第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠とたるき又はトラスとを緊結する場合に限る。）

ロ 上枠及び天井根太（第五第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠と天井根太とを緊結する場合に限る。）

- 六 小屋組は、振れ止めを設ける等水平力に対して安全なものとしなければならない。
- 七 屋根版は、風圧力その他の外力に対して安全なものとしなければならない。
- 八 屋根版に使用する屋根下地材は、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板等、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード、構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級のものに限る。）又はMDFとしなければならない。ただし、たるき相互の間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板、厚さ十二ミリメートル以上のパーティクルボード、構造用パネル（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のものに限る。）、MDF又は厚さ十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、厚さ十八ミリメートル以上のものに限る。）とすることができる。
- 九 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ（第五第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠と小屋組の部材とを緊結する場合にあっては、当該上枠。以下この号において同じ。）又は屋根下地材とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、次のイ又はロに掲げる場合においては、この限りでない。
- イ 接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合
- ロ 令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えて計算を行うものとする。

	緊結する部分		緊 結 の 方 法			許容せん断耐力
			くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(一)	たるきと天井根太	CN 九〇 CNZ 九〇	三本	—	一箇所当たり 二千四百ニュートン	
		CN 七五 CNZ 七五	四本			
		BN 九〇 BN 七五	五本			
(二)	たるきとむなぎ	CN 七五 CNZ 七五	三本	—	一箇所当たり 千七百ニュートン	
		BN 七五	四本	—		
(三)	たるき、天井根太又はトラスと頭つなぎ	CN 七五 CNZ 七五	二本	—	一箇所当た 千百ニュートン	
		CN 六五 CNZ 六五 BN 七五 BN 六五	三本			
四	たるき又はトラスと屋根下地材	屋根下地材の外周部分	CN 五〇 CNZ 五〇	—	十五センチメートル以下	一メートル当たり 二千六百ニュートン
			BN 五〇	—	十センチメートル以下	
		その他の部分	CN 五〇 CNZ 五〇	—	三十センチメートル以下	一メートル当たり 千三百ニュートン
			BN 五〇	—	二十センチメートル以下	

十 令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合（この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えるものとする。）を除き、小屋の屋根又は外壁（以下「屋根等」という。）に設ける開口部の幅は二メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った開口部であって 次のイからハマまでに該当するものは、その幅を三メートル以下とすることができる。

イ 小屋の屋根に設けられるものであること。

ロ 屋根の端部からの距離が九十センチメートル以上であること。

ハ 他の開口部からの距離が百八十センチメートル以上であること。

十一 屋根等に設ける幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成する部材と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによって支持されるまぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上の構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りでない。

十二 母屋及び小屋つかを用いた小屋組とする場合又は木質断熱複合パネル若しくは木質接着複合パネルを用いた屋根版とする場合においては、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめなければならない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えて計算を行うものとする。

十三 前号に掲げるもののほか、屋根版に直交集成板を使用する場合においては、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

十四 前二号に掲げるもののほか、天井根太に軽量H形鋼を使用する場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号の規定は、適用しない。

第八 防腐措置等

一 土台が基礎と接する面及び鉄網モルタル塗その他の壁の枠組材が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

二 土台には、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する防腐処理その他これに類する防腐処理を施した旨の表示がしてあるものを用いなければならない。ただし、同規格に規定する寸法型式四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものを用いる場合においては、防腐剤塗布、浸せきその他これに類する防腐措置を施したものをを用いることができる。

三 地面から一メートル以内の構造耐力上主要な部分（床根太及び床材を除く。）に使用する木材には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

四 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分には、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造とするか、又は腐朽及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

五 腐食のおそれのある部分及び常時湿潤状態となるおそれのある部分の部材を緊結するための金物には、有効なさび止めのための措置を講じなければならない。

六 構造耐力上主要な部分に薄板軽量形鋼又は軽量H形鋼を用いる場合にあつては、当該薄板軽量形鋼又は軽量H形鋼の表面仕上げはJISG 三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八に規定するめっきの付着量表示記号Z二七その他これに類する有効なさび止め及び摩損防止のための措置を講じたものとしなければならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

イ 薄板軽量形鋼又は軽量H形鋼を屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）及び湿潤状態となるおそれのある部分以外の部分に使用する場合

ロ 薄板軽量形鋼又は軽量H形鋼に床材、壁材又は屋根下地材等による被覆その他これに類する有効な防止のための措置を講じた場合

第九 保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を次の各号に定める。

- 一 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。
- 二 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること。
- 三 建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧力（以下「風圧力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二十分の一）以内であることを確かめること。
- 四 建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二十分の一）以内であることを確かめること。
- 五 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三各号に定めるところによること。

第十 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次の各号に定める基準に従った構造計算とする。

- 一 令第八十二条の六に定めるところによること。
- 二 令第八十二条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第八十八条第一項の規定による地震力による応力の数値に、次の表に定める応力割増し係数を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第八十二条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。

垂れ壁の有無	応力割増し係数			
	横架材	耐力壁の両端部の引張接合部	耐力壁のたて枠	上に挙げる部分以外の部分
垂れ壁がある場合	二・二	一・五	一・四	一・〇
垂れ壁がない場合	二・三	一・四	一・四	一・〇

三 第九第二号及び第三号に定めるところによること。

2 前項に定める基準に従った構造計算は、次の各号に定める基準に適合する場合に適用する。

- 一 耐力壁の上部に設ける端根太及び側根太には、厚さ八十九ミリメートル以上の構造用集成材（集成材規格第五条に規定する構造用集成材をいう。）、木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を使用し、床根太、耐力壁の上枠又は頭つなぎ及び床材に構造耐力上有効に緊結すること。
- 二 耐力壁の両端部の周囲の部材の種類及び配置を考慮して、当該耐力壁の頂部又は脚部に生ずる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことを確かめること。
- 三 耐力壁の壁材は、構造用合板、化粧ばり構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、構造用パーティクルボード、MDF又は構造用MDFとすること。

第十一 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

- 一 第十第一項に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一（地階を除く階数が六以下である場合に限る）、第三第二号、第四第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）、第三号（床根太相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。）及び第七号、第五第四号、第五号、第六号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る。）、第八号から第十一号まで及び第十四号並びに第七第二号（たるき相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。）及び第九号の規定は適用しない。
- 二 次のイからハまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第三第二号、第四第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）、第三号（床

根太相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。)及び第七号、第五第四号、第五号、第六号(交き部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る)、第八号、第九号、第十一号及び第十四号並びに第七第二号(たるき相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。)及び第九号の規定は適用しない。

イ 第九第一号及び第二号に定めるところによること。

ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号ロに定めるところによること。

ハ 地階を除く階数が三である建築物であつて、高さが十三メートルを超え、十六メートル以下のものにあつては、次の式によって計算した各階の壁量充足率比が、それぞれ十分の六以上であることを確かめること。ただし、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

$$R_f = r_f / \bar{r}_f$$

この式において、 R_f 、 r_f 及び \bar{r}_f は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_f	各階の壁量充足率比
r_f	各階の壁量充足率(第五第四号に規定する存在壁量を同号の必要壁量で除した数値をいう。)
\bar{r}_f	当該建築物についての相加平均

三 前号イ及びハに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第三第二号、第四第三号(床根太相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。)及び第七号、第五第四号、第八号、第九号及び第十四号並びに第七第二号(たるき相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。)及び第九号の規定は適用しない。

第十二 規則第八条の三に規定する技術的基準に適合する構造方法

規則第八条の三に規定する技術的基準に適合する構造方法は、第四及び第五に定める技術的基準に適合するものとする。

第十三 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第八に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十四 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第九に規定する構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一及び第三から第七までの規定に定める技術的基準を指定する。

附 則

この告示は、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令(平成十三年国土交通省令第百二十八号)の施行の日(平成十三年十月十五日)から施行する。

附 則 (平成一六年九月二九日国土交通省告示第一一七九号)

(施行期日)

1 この告示は、平成十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿パーライト板又は石綿けい酸カルシウム板を用いる壁で、この告示による改正前の平成十三年国土交通省告示第千五百四十号の規定に適合するものは、改正後の平成十三年国土交通省告示第千五百四十号の規定に適合するものとみなす。

附 則 (平成一九年五月一八日国土交通省告示第六〇四号)

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二七日国土交通省告示第一五二六号)

この告示は、平成十九年十一月二十七日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月一四日国土交通省告示第一二四号)

この告示は、平成十九年十二月二十四日から適用する。

附 則 (平成二七年六月三〇日国土交通省告示第八一六号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年八月四日国土交通省告示第九一〇号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年六月一日国土交通省告示第七九六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月二六日国土交通省告示第八六七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二六日国土交通省告示第四九〇号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二十五日国土交通省告示第二〇三号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年八月二十八日国土交通省告示第八二一号）

この告示は、単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件及び枠組壁工法用製材及び枠組壁工法用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件の施行の日（令和二年九月二十九日）から施行する。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件の廃止）

第二条 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までにその工事に着手する地階を除く階数が二以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下の木造の建築物（延べ面積が三百平方メートルを超えるものを除く。）については、第一条の規定による改正後の平成十三年国土交通省告示第千五百四十号、第二条の規定による改正後の平成二十八年国土交通省告示第六百九十号及び第三条の規定による改正後の平成二十八年国土交通省告示第六百九十一号に規定する基準によることとするための設計の変更に関し、時間要することその他の事由により、当該基準により難いと認められる場合においては、第一条の規定による改正前の平成十三年国土交通省告示第千五百四十号、第二条の規定による改正前の平成二十八年国土交通省告示第六百九十号及び第三条の規定による改正前の平成二十八年国土交通省告示第六百九十一号並びに附則第二条の規定による廃止前の平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号に規定する基準によることができる。

附 則（令和七年三月三十一日国土交通省告示第二四七号）

（施工期日）

この告示は、令和七年四月一日から施行する。